

JAバンク栃木

# 夏の定期貯金

## キャンペーン2026

栃木県産の  
農畜産物も！



全国の農畜産物・  
名産品をお取り寄せ！  
JAタウン  
ギフトカードを  
プレゼント！



©よりぞう



キャンペーン期間

2026年6/1月

2026年8/31月

定期貯金お預入額100万円1口（新規資金に限ります）

おいしい日本と暮らそう



# JAタウン



ギフトカード

1口  
あたり

# 10,000円分

# プレゼント！



裏面の特典申込書をご提出ください。

特典は一時所得と考えられ、確定申告が必要な場合があります。詳しくは税理士等の専門家にご相談のうえご確認ください。

さらに  
+

スーパー定期貯金（個人の方・期間1年（自動継続）・100万円以上）

適用金利

# 年0.400%

（税引き後年0.318%）

- お預入時の金利は、満期日まで変わりません。
- 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の際には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。
- 申し込み状況によっては、キャンペーン期間中であっても募集を締め切る場合があります。2026年6月1日現在

※キャンペーン期間中に店頭標準金利に変更があった場合、当キャンペーンの適用金利も変更となる場合があります。

※当キャンペーンの詳細は、JA店頭の説明書、またはJAのホームページをご覧ください。

※JAタウンは、JA全農が運営する産地直送通販サイトです。詳しくはJAタウンのホームページ(<https://www.ja-town.com/shop/f/f0>)をご覧ください。

お問い合わせ・ご相談はお近くのJA窓口までお尋ねください。JAは農家以外の方でもご利用いただけます。詳しくはお近くのJAバンク窓口へ。

JAバンク栃木

# 夏の定期貯金 キャンペーン 2026

## JAタウンギフトカードをプレゼント!

キャンペーン期間 2026年6/1月 ▶ 2026年8/31月



### 留意事項等

- 定期貯金預入額100万円につき1口とし、1口1万円分のJAタウンギフトカードを進呈します。  
【例】預入額550万円の場合、5口とし5万円分のJAタウンギフトカードを進呈します。
- キャンペーンの申込は、当チラシ付属の特典申込書をご記入のうえ、JAにご提出ください。
- 特典は、ご指定の配送先住所あてに10月以降順次発送する予定です。  
(発送時期は在庫の状況等により変動することがあります。)

キャンペーンや貯金商品全般などにかかるお問い合わせはコチラ



JA足利

足利支店 TEL.0284-41-2588 山辺支店 TEL.0284-71-1626 坂西支店 TEL.0284-63-1227  
 東支店 TEL.0284-41-3678 南支店 TEL.0284-71-1601 金融課 TEL.0284-41-7153  
 北支店 TEL.0284-41-3663 西支店 TEL.0284-62-1011

キリトリ

<注意事項> ご確認のうえ、にをご記入ください

この定期貯金は原則、中途解約ができません。

### 夏の定期貯金 キャンペーン 2026 特典申込書

申込者	氏名	電話番号	預入額	円	口数
	住所 〒				
▼配送先が申込者と異なる場合のみご記入ください。事前に配送先の同意をいただいたうえでご記入願います。					
配送先	氏名	電話番号			
	住所 〒				

ご記入いただいた情報(氏名・住所・電話番号・預入額・口数)は、特典(ギフトカード)発送のためJAタウン(全国農業協同組合連合会)に提供しますが、原則JAタウン以外には提供いたしません。JAタウンの個人情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.ja-town.com/shop/f/f0>)をご参照ください。

JA 使用欄

受付日

発注者

担当者



JA足利

# ◎ 〈令和8年度サマーキャンペーン〉商品概要説明書 ◎

- 商品名 ①スーパー定期貯金〈単利型〉JAバンク栃木 夏の定期貯金キャンペーン 2026  
②スーパー定期貯金〈複利型〉金利上乗せ定期貯金
- 取扱期間 ①2026年6月1日(月)～2026年8月31日(月)  
②2026年7月1日(水)～2026年8月31日(月)
- 販売対象 ①新規資金でお預け入れの「個人のお客様」でJA 足利組合員の方(家族登録者含む)(新規加入可)  
契約額については、一契約につき100万円以上1,000万円未満とします。  
②新規(ニューマネー)でお預け入れの「個人のお客様」とします。  
契約額については、一契約につき10万円以上1,000万円未満とします。
- 預入期間 ①1年(定型方式)。預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱い可。  
②3年(定型方式)。預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱い可。
- 預入方法 (1) 預入方法 一括預入  
(2) 預入限度金額 ①一契約につき100万円以上 1,000万円未満  
②一契約につき10万円以上 1,000万円未満  
(3) 預入単位 1円単位  
(4) 預入方式 証書・通帳式
- 払戻方法 満期日以後に一括して払い戻します。
- 利息 (1) 適用金利 預入時の条件に応じた金利を満期日まで適用します。  
自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。  
(2) 計算方法 付利単位を1円として1年を365日とする日割り計算をします。  
(3) 利払頻度 満期日以後に一括して支払います。  
(4) 税金 個人のお客様は20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。  
※2037年12月31日までの適用となります。  
(5) 金利情報 金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問合わせください。
- 手数料 ー
- 付加できる特約事項 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れられます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率。) 個人のお客様はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
- 中途解約時の取扱い≪原則として中途解約はできません≫  
①〈単利型〉満期日前に解約する場合、利息は以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算し、この貯金とともに支払います。ただし中間払利息が支払われている場合にはその支払額と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。  
定型方式1年の場合  
a. 預入期間が6か月未満の場合、解約日における普通貯金の利率 b. 預入期間が6か月以上1年未満の場合、約定利率×50%  
※中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。  
②〈複利型〉満期日前に解約する場合、利息は以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とこの貯金とともに支払います。  
定型方式3年の場合  
a. 預入期間が6か月未満の場合、解約日における普通貯金の利率 b. 預入期間が6か月以上1年未満の場合、約定利率×40%  
c. 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合、約定利率×50% d. 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合、約定利率×60%  
e. 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合、約定利率×70% f. 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合、約定利率×90%  
※中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- 貯金保険制度(公的制度)  
〈保護対象〉当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
- 苦情処理措置および紛争解決措置の内容  
〈苦情処理措置〉本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話：0284-41-7153)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。  
また、一般社団法人JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。  
〈紛争解決措置〉外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または一般社団法人JAバンク相談所にお申し出ください。  
東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)  
第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)  
第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)  
「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。  
・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。  
・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。  
なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」
- その他参考となる事項 この貯金は、譲渡または質入することはできません。